

## 豊後玖珠郡の荘園化と展開

—特に郡荘の立券と解体について—

渡 辺 澄 夫

はじめに

一、城興寺領・一乗院領の成立過程

二、安楽寿院領球珠荘の成立

三、球珠荘の荘域—長野・山田・古後・帆足四郷との関係—

四、郡荘球珠荘の解体と清原氏の惣領制

五、本家職の伝領と在地の動向

むすび

はじめに

先きに筆者は「豊後清原氏と玖珠郡諸郷の開発—西国における郡司家と別名・郡荘の一例—」なる小論を発表し、玖珠郡領豊後清原氏の一族発展と別名開発との相即不離の関係を検討し、荘園制への展開の見透しを述べた。はじめの計画では荘園の成立から、鎌倉期に至る地頭職・本家職等の変遷にまで及ぶ積りであったが、紙数の制約によって荘園成立と以後の展開は割愛せざるをえなかった。

本稿においては、右に残された課題—荘園制の成立・展開—について述べ、前稿で割愛せざるをえなかった問題について考

察したいと思う。

玖珠郡の荘園は、安楽寿院領（皇室御領）と城興寺領・興福寺大乘院領（両者は本来は広義の摂関家領）との両者に分かれるが、皇室御領と摂関家領との成立の时期的前後、それによる地域的占位の関係は、政治上の問題としても興味あるテーマである。

つぎに、玖珠郡の大部分を占める安楽寿院領は、九州における皇室御領の定型の通り、球珠荘という郡名荘として立券されることが指摘されている。<sup>2</sup>ところがこの球珠荘は、平安末期はいざ知らず、鎌倉時代以後は一つの经济体としての荘園として存立し得たか否かは、はなはだ疑問である。郡荘立券の志向は、一つには鳥羽上皇に代表される本所側の上からの要求があったことは当然であるが、他の要因としては、その成立を下地にあつて支える郡司家の強力な統轄力が不可欠である。隣郡日田荘も皇室御領として立券された郡荘であるが、日田荘は室町時代まで存続するらしい。<sup>3</sup>これに対して球珠荘が同一性格のものでありながら、立券後間もなくもとの構成単位郷に分解するらしいのは、どうしてであろうか。本稿においては、西国における郡荘成立・存続可能な条件を、それと不可分の関係にある郡司家の在り方と関連して考察してみたい。

つぎに、こうした西国の皇室御領の相伝関係と、それが当地域地頭層の動向とどの様に関係するかが問題である。史料制約によって明瞭なことは判らないが、承久乱にも地頭清原氏の一族の中に、後鳥羽上皇方に参つたものもあるらしいし、鎌倉幕府滅亡後、建武三年（一三三六）南朝方武士が玖珠城に拠つて尊氏方軍と抗戦したことも顕著な事実である。<sup>5</sup>これらの在地における動向が、荘園の支配関係と無関係であるとは考えられない。

以上の諸点に視点を向けながら考察を進める積りであるが、鎌倉期以後の動向については、本稿においても十分追求の余裕を有しなかったことは遺憾である。次の機会を期することとして、まず荘園の成立の問題から考察をはじめることにする。

註 (1) 『史学論叢』一五。

(2) 工藤敬一「九州における王家領荘園の存在形態―肥後国吉・神蔵両荘の成立を中心に―」（渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九

州中世社会の研究」第一法規出版株式会社、昭和五十六年十一月。

(3) 渡辺澄夫「豊後国日田荘の成立について―「弘安岡田帳」の「金剛院領五百町」の検討―」(『史学論叢』一四)。同「豊後国日

田郡日田荘・津江山・大肥荘について」(『大分県地方史』一七・二〇合併号)。

(4) 「大友文書」延応元年十二月九日関東下知状案(『大分県史料』二六)。

(5) 後述。詳細は「増補訂正編年大友史料」五(以下「増訂大友史料」と略称)参照。

## 一、城興寺領・興福寺一乘院領の成立過程

弘安八年(一二八五)の「豊後国岡田帳」によると、玖珠郡一荘四郷のうち、飯田郷と山田郷山階村本荘一二町は、城興寺領と興福寺一乘院領となっている(次表)。

この城興寺というのは、藤原道長の第二子教通の子九条相国信長(寛治八年・一〇九四薨)が、応徳二年(一〇八五)十月一日、その館の地にある京都九条北鳥丸西に創建した九條堂に源を發する寺である。九條堂は信長が發願し、丈六仏像を安置したもので、文章博士藤原成季作の同日の「太政大臣造九條堂」の告文が、「朝野群載」に収載されている。信長は嘉保元年(寛治八年)に七十三歳で薨じたが、のち忠通の代に、靈夢によって信長の館の殿舎を改めて寺とし、城興寺と号した。城興寺というのは信長の追號であり、この追号によって寺名としたものである。忠通の撰関時代は保安二年(一一二二)から保元三年(一一五八)ごろまで続くので、城興寺となったのは、十二世紀の前半のことと思われる。

これより先、信長の後家(小野宮定頼女)は、康和五年(一一〇三)三月十一日、死去に先立って九条堂を白河法皇に寄進して御願寺としたことが見える。それで院庁下文を下されたが、それは「故者、旧堂被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御願寺<sub>一</sub>、願不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>甘心事<sub>一</sub>、」という理由からであった。つまり、旧堂を御願寺とするようなことは、頗る甘心(快く満足に思う)すべきことではない、という意味であろうか。とすれば、この時果して御願寺となったものかどうか若干疑問が残るが、のちの伝領関係から見

玖珠郡在園の名家職・地頭職（「弘安凶田帳」平林本）

荘・郷	荘・郷・名・村	面積	本家職	地頭職	◎清原一族	
(町) 長野荘 70	長野本荘 新荘	55.6. 大 250.3. 小	} (安嘉門院跡)	郡内掠領のため、検見せざれば 明し申し難し。		
山田郷 80	山階村 本荘 新荘	25.3 12. 13.3		} 城興寺 安嘉門院跡	◎小田重成(蓮函) ◎横尾成資跡、今城興寺	
	魚返村(新) 戸幡菖蒲迫(新)	11.6.324 5.4.16	} 安嘉門院跡		◎魚帰通秀・秀綱・通直跡政綱 ・通親各分領不分明 肥後国御家人平田部葉王丸 筑前国御家人原田種秀	
古後郷 80	粟末名(新)	8.		} 安嘉門院跡		
	{粟野山田29町 法津町1町					
飯田郷 70	本郷	70.3.小	} 安嘉門院跡	◎古後通重・平井重信・同泰通等 矢部源次郎太郎入道心佛		
	平井名内石神	6.6.大				
飯田郷 70	飯田本名(新荘)	9.5	} 興福寺 一乘院	挟間直親		
	(松行名)					
	美津良名(新)	9.				
	(近松名)					
	惠良本村(新)	16.3.小	} 城興寺	◎横尾十郎成資跡、今城興寺		
(末藤名)						
飯田郷 70	檀村(本荘)	7.	} 一乘院	◎松木言光		
	(犬丸名)					
	松藤名(新)	6.5				
飯田郷 70	書曲村(新)	10.	} 城興寺	大友親秀女子(持明院別当室家跡) 小田原頼宗貫領と云ふ		
	野上村(本)	11.6大				◎野上資直・右田盛明各分領不分明
帆足郷 80	大隈村	30.	} 安嘉門院跡	大友頼泰		
	久富名	17.6		◎帆足通貞(員)		
	森村	12.4		◎森朝通・鬼丸九郎惟重		
	片平田村	7.		◎森朝通・片平田通直		
	岩室村	13.		◎岩室良信		

れば、寄進が拒否されたとも考えられない。以上の関係からみると、忠通の改建と城興寺の称号は、それ以後のことであり、同寺を中心とする撰閥家と皇室との密接な関係が予想されることになる。

つぎに、「図田帳」諸本には、飯田郷新莊（飯田本名・美良津名・恵良本村・松藤名・書曲村）の領家は、「一乗寺」と記されているが、平林本のみ「一乗院」とある。一乗寺は山城愛宕郡にある天台宗寺院で、三井寺の末寺である。上東門院が康平六年（一〇六三）に建立したとあるが、<sup>(5)</sup>同寺の所領が玖珠郡にあった形跡は見当らない。嘉暦四年（一二二九）八月日の帆足義鑿重申状案によると、当時「飯田郷者、本家南都一乗院、領家西南院大納言僧都御「房」御領也、」とあり、一乗寺は一乗院が正しいことが明瞭となった。

いうまでもなく、一乗院は奈良興福寺に属する寺院で、大乘院と並ぶ西門跡の一つである。藤原氏の氏寺である興福寺には撰閥家子弟（貴種）が入寺したが、その入寺する院家を門跡と称し、これに右の二門跡があり、莫大な所領を寄進され、この西門跡が多く興福寺別当となって一山を支配した。一乗院は天祿二年（九七一）に興福寺別当に補任された小一条左大臣藤原師尹の息定昭（照とも）僧都が建立した院家で、これから代々撰閥家から子弟が入寺し、門跡および寺領を相承した。<sup>(7)</sup>嘉暦四年（一二二九）当時の一乗院門跡は良覚、領家は西南院道順であろう。良覚は関白近衛家基（高山寺殿）の三子で、母は関白兼平女・興福寺別当を五度も勤仕している。<sup>(8)</sup>西南院は興福寺内の六方の諸院坊中の未申方に属し、一般貴族子弟（良家）の入寺する院家で、一乗院家の支配を受けた。<sup>(9)</sup>膨大な一乗院家領は、これらの所屬院・坊（坊は平民子弟の入寺する坊舎で平坊という）に領家職・預所職を与えて支配させたのである。

さて、この城興寺と一乗院とは、前者はのち皇室御領となったらしいが、本来はいずれも撰閥家の建立した寺院であり、広義の撰閥家領ともいうべきものである。その成立年代を比較すると、上記の通り一乗院の方が城興寺よりはるかに早い。しかし「図田帳」によると、

飯田郷七拾町 領家 本庄 城興寺  
一乗院

とあって、飯田郷の本荘は城興寺が領し、新荘を一乗院が領有することになっている。この関係からすれば、城興寺領の成立が早く、一乗院領のその方が後のことになる。城興院の前身である九条堂の建立は応徳二年（一〇八五）、城興寺としての改建は十二世紀前半であるから、このころ同院領として寄進されたものが本荘といわれ、ついで一乗院領が成立し、新荘といわれたものではあるまいか、ただし興福寺領の成立は、摂関家領の寄進されたものが多い事実からすれば、城興寺領となった飯田郷の一部が、のち興福寺領として寄進された可能性も考えられる。

以上のように、十一世紀終りから十二世紀はじめにかけて、城興寺領・一乗院領が成立していたところに、次述の如き皇室御領である球珠荘が成立するのである。「凶田帳」に、

山田郷 八拾町内 領家 本庄城興寺  
新庄本家安嘉門院御跡

の通り、山田郷にも城興寺領のあることは既述の通りであるが、これを「本庄」と記している。安嘉門院御跡とあるのは、当時の球珠荘の本家で、具体的には亀山上皇である（後述）。この皇室御領分が、「新庄」と記されていることは、両者の成立過程の前後関係を暗示する。

今日の研究では、家領の成立は摂関時代の摂関家領が最も早く、ついで院政期に皇室御領が成立したことが明らかにされている。当国でもこの関係は明瞭に貫徹しており、両者の分布関係まで規制していることは、後にもふれる。豊後国内の摂関家領が大分郡や海部郡等の国府中心型の優位な場所を占めるのは顕著な事実であるが、その中(10)にあつてこの城興寺領・一乗院領が玖珠郡の山中に偏在するのは、全く型破りといわざるをえない。その理由を適確に説明することはむずかしいが、今可能な推定を示すと、これらが摂関家領の中でも後発的な所領ではなかったかということ、ないしは、城興寺領のち皇室御領化すること併せ考えると、何かそれとの関係があるのかも想像される。これらの問題点については、今後の検討をまつ以外はない。

- (2) 「公卿補任」・「中右記」嘉保元年九月三日条、「尊卑分脈」等（『大日本史料』三之三、嘉保元年九月三日条）。
- (3) 「華頂要略」八三城興寺（『大日本史料』三之三前同条）。
- (4) 「中右記」康和五年三月十一日条「史料大成」九。旧稿においては、城興寺の成立・伝領について筆者の誤解があり、河野房男氏の批正を得た。なお同氏「院政と二豊」（『大分県史』古代2）にも負う所が多い。記して謝意を表する。
- (5) 「山城名勝誌」（『改定史籍集覧』二二、六一八〜一九頁）。
- (6) 「醍醐寺文書」四、六五二号（『大日本古文书』家わけ一九）。
- (7) 「大乘院寺社雑事記」文明七年四月五日条。「南都七大寺巡礼記」・「諸門跡」（『古事類苑』宗教部三、興福寺条）。
- (8) 「興福寺略年代記」（『續群書類従』二九下、一七七〜七九頁）、「大乘院日記目録」正和五年三月廿九日と元弘元年八月（『大乘院寺社雑事記』一一二）、「法相宗一乘院門跡歴代」（『讀史備要』九七五頁）。「尊卑分脈」一、七五頁。
- (9) 「大乘院寺社雑事記」文明元年八月十三日・延徳二年十二月末条。
- (10) 大分郡の植田荘（保元乱で没官し、後院領となる）・高田荘（城興寺領）・津守荘・戸次荘・賀来荘・阿南荘・海辺郡日杵荘等が撰関家領で、国府周辺部に分布している。

## 二、安楽寿院領球荘珠の成立

上述のごとく、玖珠郡では城興寺領・大乘院領の成立が古いと考えられるが、明確な年代や事情・背景等は、一切不明である。当郡で荘園成立の年代や事情の判明するものは、「安楽寿院古文書」に見える球珠荘に関する康治二年（一一四三）の太政官牒が唯一のものである。<sup>(1)</sup>その中に、

尙 所 字球珠庄

在豊後国球珠郡内

件庄八箇所、領主等或領享年尚、或相傳有理、各注由緒、寄入院家、仍任公驗理、立券畢者、と見え、球珠荘の立券に関する記述がある。

安樂寿院とは、鳥羽上皇が鳥羽離宮を造営し、保延三年(一一三七)離宮の一部に建立させた寺院である。上皇崩御の後はこの寺に埋葬する予定で、上皇と美福門院との間に生まれた近衛天皇も、久寿二年(一一五五)この寺域に葬むられた。そうした由緒ある寺院であるだけに、結構は贅をつくし、康治二年(一一四三)法皇は上記の太政官牒をもって、山城鳥羽の芹川(せりかわ)・真幡木等十四荘・末寺二か所・末社二か所を寄進し、引きつづき莫大な所領を寄進された。この十四荘末尾の八箇所の一荘に球珠荘が見える。

さて右の八箇所というのは、同時寄進の鞆呂岐荘(河内)・高向荘(同)・野間内海荘(尾張)・村田荘(常陸)・土井出笠科荘(上野)・菅原荘(淡路)・富田荘(讃岐)の七荘と、この球珠荘との八荘である。これら八荘は、「領主等があるいは領享年久しく、あるいは相伝理有りとして、おのおのその由緒を注して安樂寿院家に寄進したもので、公驗の理に任せて、同院領として立券したものである」というのである。

球珠荘の場合、「領享年尚」と「相伝有理」のいずれであるかは明瞭でないが、察するところおそらくそのいずれでもあろう。いずれにしても、「領主」即ち在地領主である郡司家清原一族の、寄進による寄進地系荘園であることは疑いない。<sup>(2)</sup>  
大政官は安樂寿院の奏状により、これら諸荘に対する役夫作料・造内裏役・大嘗会・初齋宮院等召物等、及び大小国役・臨時雑役等を免除し、官使・檢非違使・院官諸司・国使等の闖入を停止することを、各国々に令した。<sup>(3)</sup>このようにして、球珠荘は、安樂寿院領として、不輸不入の官省符荘として成立したことになる。

帆足是次(惟次)が帆足郷を分与されたのが保安三年(一一二二)であるから、球珠荘の寄進は是次か、ないしは養子通良の頃と推定される。長野郷では通平、古後郷では通房、山田郷では通綱(又はその子)の時代に該当するのではなからうか。



このようにして、十二世紀の半ばごろ、この豊後国の山中玖珠郡の地に、安楽寿院領（皇室御領）球珠荘が成立したことは荘園史上きわめて注意すべきことであり、また興味ある事実といわねばならない。

註 (1) 「安楽寿院古文書」康治二年八月十九日太政官牒案（『平安遺文』六の二五一九号）。

(2) 球珠荘立券に当たって、下地において対揚したものは郡領家清原氏であろう。寄進に当たって、その中間に、国司や知行国主等の介在が考えられるが、現在のところ未詳である。

(3) 註(1)参照。

### 三、球珠荘の荘域―長野・古後・山田・帆足四郷との関係―

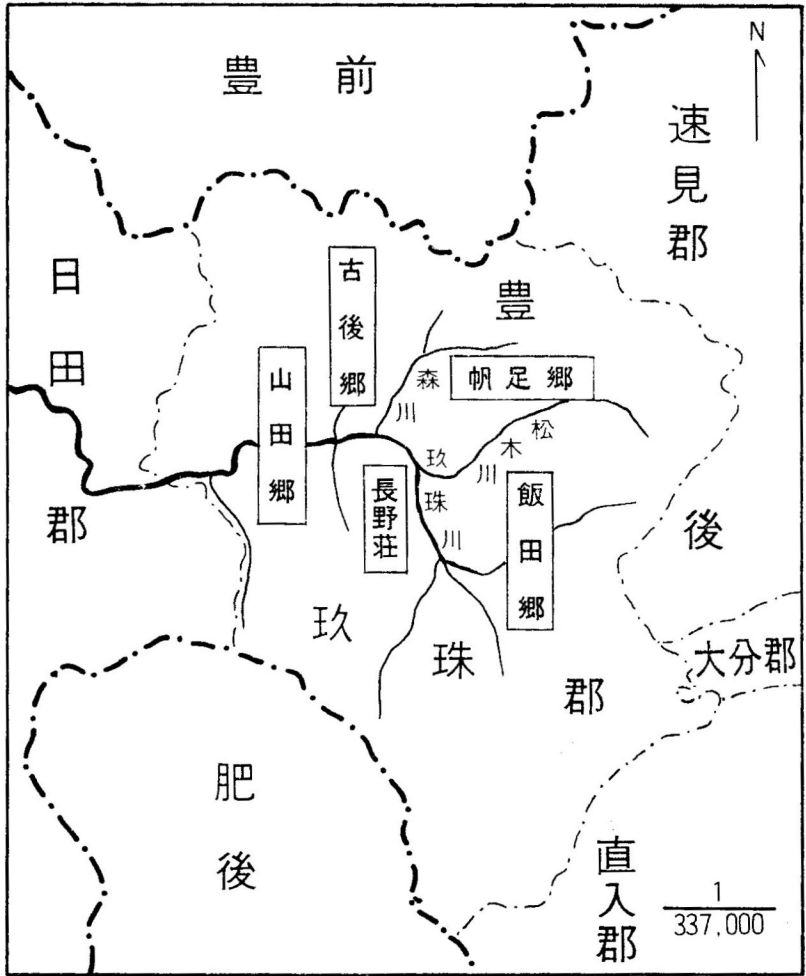
球珠荘の地域的範囲は、左記の通り、

四至 東限大河 南限長野大路  
(田カ)

西限日向境 北限豊前堺山  
となっていた。

東の境が大河であるとするのは、玖珠川本流を指すことはいうまでもない。玖珠川が玖珠盆地に入って大隈・中島付近を流下するまでは河道は北流するが、これから曲線を描いて西流し、玖珠盆地を南北に分かつて日田郡に入る。つまり「東は限る大河」とあるのは、玖珠川が盆地を北流する部分に関し、その河道以西が一応球珠荘の範囲であるということである。南の境を為す長野大路の現地比定は困難であり、今日そうした大路の存在を当郷の南側に検出することはできない。しかし後述の「昭慶門院御領目録」<sup>(1)</sup>や弘安八年（一二八五）の「豊後国凶田帳」等によると、長野荘が当荘の中核をなしていることは疑いえない事実であるから、長野郷の南境が球珠荘の南堺であったとみて誤りはあるまい。

つぎに、西の「日向堺」とあるのは、明らかに「日田堺」の誤りである。そして北は「豊前堺山」とある。以上によってみると、球珠荘の範囲は、玖珠川以西で、西は日田郡境に接し、南は長野郷境、北は豊前境に至る広大な地域を占めていたこと



叢珠郡一荘四郷分布図

になる。

これは、平安末期の新郷でいえば、長野郷を中核とし、山田郷・古後郷の地域を含むことは疑う余地がない。ただ「東は限る大河」とあるのは、叢珠川東部の飯田郷を含まないことに疑問の余地はないが、帆足郷を含むかどうかについてはなお問題がある。

上掲の地図を見ればわかるように、帆足郷は叢珠川の支流松木川の北で飯田郷と境し、北は森川の谷を含む一帯の地域に及び、西は古後郷と境を接している。前記のよう

に球珠荘の東境が大河であるとすれば、この帆足郷はその中には、含まれていなかったのではないかと考えられる。しかし、「御領目録」や「凶田帳」では、帆足郷は明らかに安楽寿院領となっている。この関係を、どう解釈すればよいか問題である。

これについては、二つの場合が想定される。その一つは、帆足郷は前掲地図上では、玖珠川本流（大河）の彎曲部の北東部に位置している。つまり帆足郷は、正確に言えば、玖珠川の北東部にあつて、東側ではないともいえる。こうした点からすれば、「東は限る大河」というのは、玖珠川本流の東西流の部分の意味し、従つてその北境は飯田・帆足両郷の境界をなす松木川の谷までであつたのではないかと考えられる。この想定に立てば、帆足郷は当初から球珠荘の四至内に含まれていたことになる。

第二は、帆足郷は当初は球珠荘内には含まれていず、のちに付加されたとする想定である。前述嘉元四年（一三〇六）の「昭慶門院御領目録」の「非寺領庄々」には、

御年貢千足 (古々)

豊後国長野庄 □□□

山田

師具朝臣

兵衛督局

同保定 (足)

のごとく、長野荘・古々郷・山田郷と保（帆）足郷とは別々に記し、預所も別々であり、従つて收取以下の荘務も各別に施行されたふしがある（後述）。こうした事実から考えると、前三者と帆足郷の荘園化の時期と過程とは、必ずしも同一ではなかったのではないかと思われる。工藤敬一氏が、鎌倉幕府は荘園公領制を再編成し、王家領系の半不輪領を再編成したことを指摘しているのを見ると、あるいは帆足郷の場合も、幕府の再編成の際に付加されたとする想定も不可能ではない。

以上の二つの場合の、いずれが正しいかは今後の検討にまつ以外はない。ただ、後者とした場合は、既掲の「凶田帳」によれば、長野荘七〇町・山田郷六八町（城興寺領一二町を除く）・古後郷八〇町で、合計二一八町となり、玖珠郡総田数三八〇

町の五七パーセント強に過ぎない。前者の場合をとれば、球珠荘の田数は二九八町となり、郡総田数の七八パーセント強となる。当荘が当初から郡荘として立券された条件からは、前者の場合がより妥当性をもつようにも考えられる。

このように、荘園四至と従って帆足郷の荘園化の時期については若干問題が残るが、球珠荘は安楽寿院領として立券された当初から、郡の大半を占める郡名荘として成立したものであることに、まず注目したい。ところが、次の鎌倉時代になると、既述の嘉元四年（一一三〇六）の「昭慶門院御領目録」に記された安楽寿院領では、

○上  
略

豊後國長野庄古々・山田・帆足

伊与國吉岡庄

肥後國阿蘇社〔守忠〕御年貢三千疋

〔郡〕浦〔万里小路大納言入道〕

〔神宮寺同里〕両所知行不可有相違之由、被下院宣於親房朝臣了、

甲佐社〔宰相典侍〕御年貢二千疋

豊後國球珠庄

のごとく、「球珠庄」と「長野庄古々・山田・帆足」とを対立して記している。<sup>(3)</sup>しかもこの文書では、上述の通り「非寺領庄々」

の条には、長野荘・山田郷・古後郷と帆足郷とを別々に記し、前者には年貢千疋と預所職と思われる人物として師具朝臣が記され、帆足郷には預所職と思われる別人の兵衛督局なる女性が記されている。師具朝臣は村上源氏の左中将師具かと推定され、<sup>(4)</sup>

兵衛督局の出自は未詳であるが、おそらく昭慶門院庁の女官であろう。つまり長野・古後・山田の一荘二郷には年貢と預所、

帆足郷には別の預所が記入されているにも拘わらず、球珠荘については同じ所には荘名さえ記されていない。前年嘉元三年

（一一三〇五）の「龜山院御処分状」の堀川准后（久守卿息女也）宛一通にも、<sup>(5)</sup>

豊後国 (後) 古渡 (田) 山内 (尾) 保定

とあって、球珠荘の名は記されていないのである。

このような球珠荘の状態からは、事実上一荘として荘務が行われたかは疑問であり、従って一荘として収取が実現されたかも頗る疑わしい。

しかも弘安八年(一二八五)の「豊後国図田帳」でも、玖珠郡の条中には「球珠庄」の名は全く見えない。そして実体として存在するのは、長野荘七〇町・山田郷八〇町・古後郷八〇町・帆足郷八〇町の一荘三郷であり、それぞれ別々に本家職(安嘉門院御跡)と地頭職を記している。このように、鎌倉幕府の土地公簿である「図田帳」に荘名の記されていないことの意味は決定的で、明らかにこれは当時、当国国衙直人も、まとまった球珠荘の存在を認めていなかったことを示すものでなければならぬ。<sup>(6)</sup>

鎌倉時代に「球珠庄」の名の見えるのは、上記の他には、「後宇多院御領目録」・「安楽寿院領目録」等であるが、これらは前記「昭慶門院御領目録」と同一系統の皇室御領目録であり、別史料とすることはできない。南北朝期では、「阿蘇文書」の正平十一年(一二五六)六月日の宇治<sup>阿蘇</sup>惟澄申状土代の一通が、管見に入る唯一のものである。これは阿蘇惟澄が、元弘以来の軍忠により、豊後国大佐井郷等六か所の地頭職を恩賞として拝領しながら、未だ一所として遵行されなかったので、交付されたいと懐良親王に訴えたものである。その六か所の内に、「豊後国玖珠庄地頭職當時闕所事」の一項がある。しかしこれも、事実上遵行が行われず、下地交付が実現しなかったとある。球珠荘を惟澄に与えたのは、懐良親王(令旨)であった。安楽寿院領は八条院領となり、転々伝領ののち大覚寺統管領として後醍醐天皇に伝領された(後述)。南軍は上記の「御領目録」により、実体のない球珠荘の存在を信じていたのではなからうか。下地遵行の行われなかったのも、その原因は軍事情勢によることはもちろんながら、真相は実体の無かったことに一因があるのではないかと考える。

以上の理由により、私は球珠荘は、鎌倉時代(少なくとも末期)以降は、実質的には長野・古後・山田・帆足の一荘三郷を

指すもので、莊園領主の収取単位としての統一的な荘の実体は存在しなかったものと推定する。たとえ鎌倉期以後の安楽寿院領中に球珠荘の名が記されていても、それは立券時の記録を観念的に紙上に継承したものにすぎず、郡荘の実質は解体しているものと考えられる。

ただここで若干付言すべきは、既述のごとく本所側では長野郷を長野荘と記し、古後・山田両郷は長野荘の付けたりの形で記し、この三者に一人の預所（師具朝臣）を置いて荘務を行わせており、帆足郷には別に預所（兵衛督局）を定めていた。これによると、本所側としては、帆足郷は別として、球珠荘の本体は「長野庄<sup>山田</sup>」にあると認識していた可能性が考えられないわけではない。しかしながら「凶田帳」の示すところ、下地においては、長野荘の地頭職は未詳であるが、古後・山田両郷は古後一族・山田一族がそれぞれ地頭職を分有して、三者を統一する惣地頭職の存在は認められないのである。このことは、郡莊球珠荘は、本所側からよりも、むしろ下地側に、荘解体の条件のあることを暗示するものではなからうか。ではそうした現象は、どのような歴史的背景や事情によって生じたものであろうか。

註 (1) 「竹内文平所蔵文書」（帝室林野局編『御料地史稿』二六三、九二頁）。

(2) 工藤敬一「九州における王家領荘園の存在形態―肥後国吉・神蔵面荘の成立を中心に―」（渡辺澄夫先生古稀記念事業編『九州中世社会の研究』、第一法規出版株式会社、昭和五十六年十一月一日）に、九州における王家領荘園は、郡荘として立券され、鎌倉初期に片寄せ再編成されたことを明らかにされている。

(3) 諸種の「御領目録」では、古・帆足を誤読し、「古二」、「抗之」、「保定」などとしているものもあるが、注意を要する。

(4) 「尊卑分脈」三、四八八頁。

(5) 既掲『御料地史稿』三六一頁。ただし、これに「長野」が見えないのは、脱落と思われる。

(6) 工藤敬一氏から、「御領目録」と「凶田帳」との性格のちがいが、即ち何を明らかにする目的で作られたか、が一つの重要な問題であろう」という示教を受けた（同氏書状）。鋭い指摘であるが、それを考慮するにしても、郡荘として統一的经济体の存在

しないことは否定しえないであらう。

(7) 「富山県史」所収による。

(8) 「高山寺文書」年末詳安楽寿院領目録。

(9) 「阿蘇文書」上の一五二号。

(10) 「凶田帳」段階では、清原一族の地頭職の中に、守護大友頼泰や他国御家人の侵入が若干見られる。

#### 四、郡莊球珠莊の解体と清原氏の惣領制

球珠莊が一つの経済体としての莊園となるためには、郡司職を梃子として、一郡を私領化し、これを強力に支配しうる寄進主体である開發領主の存在を前提とし、これを莊官職とする「郡莊」的形態を形成することが必須条件となってくる。当莊が立券莊号の際に、郡名を帯びた「球珠庄」とされたのは、おそらくそうしたことを前提としてのことと推察される。

ところで、そうしたことを意図し、郡莊として立券することを希望し、それを推進したのは、誰であったのであろうか。いうまでもなくそれは、一つには上からの鳥羽上皇（安楽寿院）側であり、他は下からこれに対揚する在地側の郡司家清原氏惣領家そのものであったはずである。

まず前者から考察しよう。工藤敬一氏は既掲論文「九州における王家領莊園の存在形態」において、肥後・肥前の皇室御領莊園を検討して、次の注目すべき諸点を指摘された。即ち、(一)九州莊園の主要類型の一つに、広大な面積をもつ王家領莊園があるが、(二)それは大部分が院政期以降の成立で、それ以前成立の摂関家領・宇佐宮領・弥勒寺領・安楽寺領等の存在に制約され地域的偏在性を示す。(三)その多くは郡名莊（然らざるものも郡名所領を前提とする）で、(四)一郡規模をもち、その中に地方社寺の小莊園を含む場合が多い。(五)そうした郡的規模の原因は、院・平氏権力の働きかけと、在地国郡衙の呼応による公領の半不輸化にあり、まさに莊園公領制を体现した存在である。(六)鎌倉幕府は莊園公領制を再編し、右の半不輸領を再編成した、

と。

氏の指摘した諸特色は、すこぶる示唆的で、この球珠荘の場合にも貫徹している。すでに述べた通り、「弘安凶田帳」の示す面積は、長野荘七〇町・山田郷八〇町・古後郷八〇町・帆足郷八〇町、計三一〇町となる。この中には地方社寺ではないが京都城興寺領山田郷山階村本荘一二町が含まれていることも氏の指摘と一致するが、これを除けば二九八町で、玖珠郡総面積三八〇町の七八パーセント弱にあたる。面積それ自体からは大規模荘園というに該当しないが、これは当郡が山嶽地帯で耕地面積が少なかったためで、一郡の約八割を占める点からも、郡的規模の荘園というをばばからない。

隣接日田郡に、同じ皇室御領として、鳥羽離宮内の金剛心院領日田荘の立券されたことは別に論証したが、当荘も五〇〇町に及ぶ国内の大規模荘園で、日田郡の八九パーセントを占める郡的規模の郡名荘である。その立券が長寛元年（一一六三）で球珠荘よりおそいことが、地域的偏在性の原因であり、この中に地方社寺領である宇佐宮領竹田別符二二町、田嶋・由布・石井・今泉二二町、弥勒寺領得善名六町等の小荘園を含むことも、指摘と一致する。

こうした郡的規模の皇室御領の成立には、院や平家権力の働きかけのあることが、指摘されている。当国の場合、平家権力の働きかけの有無については明瞭でないが、荘立券の主動力が鳥羽院側にあったことは疑う余地がない。個々の小荘郷を統合して大規模荘園を編成することは、支配機構の単一化と地利増大の面からは当然の要求であるが、それは国家段階の超越権力でなければ不可能であるからである。

第二点の郡領清原氏の関与についても、工藤氏は郡衙の呼応を正しく指摘している。ただし郡司家清原氏といっても、問題にはさらに複雑な同氏内部の事情とからんでくる。というのは、郡領職を帯したのは、普通の嫡子長野助通およびその長子通平であり、この惣領家は長野郷・古後郷・帆足郷（帆足郷については疑問のあること既述）を譲得していた。この清原惣領家が山田郷・帆足郷をも合して郡荘を編成し、郡司職・惣下司職として郡内の大部分の土地と清原一族とを、一元的に統制支配することを希求し、これを推進したことは当然考えられる。何となれば、既述のごとく清原一族の分割相続と庶家の独立的傾向



とが顕著であればあるほど、嫡家の一族に対する惣領制的再編成の欲求は強かったと思われるからである。鳥羽上皇の郡荘立券の動きを絶好機とし、これを最大限に利用し、かつ最も意欲的・積極的に支持したのは、在地側では清原氏物領家の長野氏であったにちがいない。

ではそれは、果して成功したのであろうか。結論的にいへば否で、その企図は完全に失敗し、郡荘は解体し、長野一族は同族のため滅ぼされたのである。私はその原因は、清原氏の活発な分割相続と、その結果必然的に生起する惣領権の微弱性にあるものと推定する。

ここで清原氏の惣領制が問題となるが、これと関連するのが、惣領制に関する初見史料として古くから注目されている長寛三年(一一六五)の「清原兼次讓状案」である。<sup>(2)</sup>この文書について最も早く着目したのは福尾猛市郎氏で、<sup>(3)</sup>豊田武氏も中世武士団の農業経営方式に基く本名・脇名の関係を示す最古の惣領制関係史料として、高く評価された。<sup>(4)</sup>これに対して石井進氏はこれを偽文書として退け、<sup>(5)</sup>福尾氏が肯定論を提出して論争となった。これについて谷口研語氏も、以上の研究史をたどりながら、平安末期の武士団に分割相続の慣行があり、そこに何らかの惣領の統制のあったことを認め肯定的な立場に立っている。<sup>(7)</sup>そして、氏はさらに進んで鎌倉時代の清原氏の惣領制を検討し、

玖珠郡一帯の清原一族による開発は、清原一族の惣領制から各家の惣領制へ、さらに各兄弟の惣領制へと、ピラミッド型を描いて進展した。<sup>(8)</sup>しかしながら、二次・三次的惣領制の個々にしろ、一族全体の惣領制にしろ、その惣領権が必ずしも

略 <sup>○中</sup>貫徹し切れていない。<sup>○下</sup>略

と結論している。

前記文書を冷静に読んだ時、石井氏の指摘した矛盾点に同感する点が多い。しかし反面内容分析の結果からすると、五男・女子三人に譲与した堤村・中村は九重町大字右田の字広堤・字中村、四至に見える粟屋は青野山<sup>あやや</sup>かと思われ、その他平小野・横道・仏小野・那女<sup>なめし</sup>石等の小字も大字右田・野上に見られるので、一概に否定しえないものがあり、なお今後の現地比定によ

る検討が必要と思われる。ただ筆者は、鎌倉時代における清原一族の惣領権が庶家に分裂し、惣領家・庶子家ともに惣領権が貫徹していないとする点においては、谷口氏の分析に賛する。しかし氏も肯定したごとく、兼次讓状を認めた場合、文書に記されたような野上惣領が山野支配権をもち、庶子・女子の名主職に加地子五升を課し、名々の下人を要用に応じて使役し、実子なき時他人に譲り又は売買するを禁じて本名の沙汰とし、歎き事の時も本名の沙汰とし、貴所・他人に対する寄進を禁じ、惣じて嫡子の命に違ふことを禁じた程の、相当に強力な惣領権の存在と、鎌倉期の微弱な惣領権との不整合をどのように解釈したらよいのであろうか。谷口氏はこの点については全く疑問をさしはさんでいず、問題は依然として残ることを指摘して、今後の課題としたい。

以上のごとく、この「清原兼次讓状案」については種々の問題があるが、鎌倉時代における清原一族の惣領権が微弱で、惣領家・庶子家いずれの惣領権も十分に貫徹しなかつたことだけは疑いない。このような清原氏の惣領権の実態下において、惣領家長野氏による惣領制の再編強化の結末は、想像に難くないであろう。清原惣領家の長野通平が、「伯父為道(次)継討之」、弟通房が「兄一所被誅」とあり、あるいは通平が「為通房被夜討畢、共失跡、く」、弟通房が「為筭後國倉(四)郎、被討了」とあるような、兄弟・同族の内紛によって、兄弟ともに滅ばされる結果となつたものと思われる。

球珠莊の惣下司職(惣地頭職)となるべき惣領長野氏の没落は、下地における郡莊球珠莊の解体を決定的なものにしたであろう。鎌倉時代の「帆足氏文書」(「大友文書」)や、幕府の土地公簿である弘安八年(一二八五)の「豊後国田田帳」等に、全く「球珠莊」の名称の見えない理由がここにあるものと考えられる。

こうした球珠莊の展開に対し、同じ皇室御領である既述の隣郡日田莊の動向が、これと極めて対蹠的であるのも興味深い。「豊後国日田郡司職次第」によると、平安末期の日田永平は、郡司職を讓得して多年同郡を知行したが、響三牟田三郎太夫盛季のために殺された。子の夜叉王は当時十一才であったが、乳母が相具して伯父大野郡緒方莊の莊司緒方惟栄の許に逃がれた。緒方惟栄・臼杵惟隆の兄弟が同心して、妹響の仇敵を追討するため日田に発向しようとした最中、永平の郎従が敵人を

討滅した旨の風聞が伝わり出陣を見合わせていたが、間もなく日田氏の先祖重代の郎従高瀬・井垣の兩人が、私勢を引き連れて緒方荘まで出迎えた。

日田者先祖開発以来、家嫡一人、人為相伝、知行之私領、全可致異論之輩無之、

として、夜叉王を具し返し、寵愛撫有して成人したのが永宗である、とある。永宗の時長寛元年（一一六三）に、日田荘が同じ鳥羽離宮内の金剛心院領として立券されたことは、既掲論文に述べた通りである。<sup>(10)</sup>

永宗の次子永隆の子永俊は、伯父永秀に<sup>(11)</sup>日田荘五か郷内の互理<sup>わたり</sup>・石井両郷、並びに大山村を分譲されることを要求して、右大将家頼朝の時多年相論となったが、

日田者、先祖以来、取立之家嫡一人、相伝私領、不<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>譲、庶子一条、往古以来置文証跡状等顯然之間、且依証文、依<sub>レ</sub>奉公、永秀一向知行之、永俊者給<sub>レ</sub>他所一畢、<sup>(且脱カ)</sup>

とあり、日田氏は先祖以来家嫡一人の相伝の証跡により伯父永秀の勝訴となり、永俊には他所を賜わったとある。永俊が賜わった所領は記されていないが、彼を「号日田四郎、後浦部四郎云々、」と称したことからも察せられるごとく、浦部（国東半島）の竹田津邑を与えられ、竹田津氏の祖となることは、同氏の文書によって証明される。<sup>(12)</sup>

このように、日田氏は往古以来嫡子の単独相続制で、全く分割相続の慣行が成立しなかった。これは、東国武士団の惣領制以前の古い形態である、ともいえようか。その原因が奈辺にあるかはともかくとして、<sup>(13)</sup>こうした嫡子単独相続制が郡荘日田荘を存続せしめた根本的原因であり、それと全く対極的な豊後清原氏の分割相続制が、郡荘球珠荘を解体せしめた最大の原因ではないかと、推定したのである。

註 (1) 渡辺澄夫「豊後国日田荘の成立について―「弘安凶田帳」の「金剛院領五百町」の検討―」（『史学論叢』一四）。

(2) 「丹波広瀬利明文書」（『古文書集』廿八）。

(3) 福尾猛市郎『日本家族制度史』八六頁（昭和二十二年十二月、吉川弘文館）。

(4) 豊田武「武士団と村落」(昭和三十八年十月、吉川弘文館)。

(5) 石井進「惣領制の成立は平安期にさかのぼりうるか—長寛三年清原兼次議状について—」(『中世の窓』六)。

(6) 福尾猛市郎「長寛三年清原兼次議状について」(『中世の窓』九)。

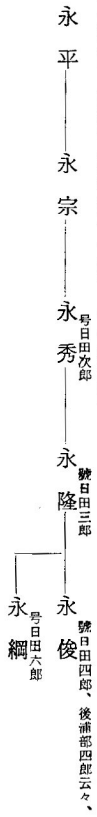
(7) 「玖珠武士団と惣領制」(『玖珠郡史談』一〇)。

(8) 渡辺澄夫「豊後清原氏と玖珠郡諸郷の開発—西国における郡司家と別名・郡荘の一例—」(『史学論叢』一五)に述べた。

(9) 筑後生葉竹野郡役所蔵本(史料編纂所影写本)。全文は『大分県史』中世一に掲載した。

(10) 註(↓)参照。

(11) 「豊後国日田郡司職次第」では、その家系は、



となっているが、『豊西記』によると、永隆は「永秀之弟、号日田三郎」とあり、永俊は「永隆之弟男、号日田四郎、云浦辺四郎」とあって、



とするのが、「郡司職次第」の内容とも合致して正しい。

(12) 竹田津家譜(「竹田津文書」、『大分県史料』一〇)。竹田津邑とあるが、竹田津荘(弥勒寺領)とするのが正しい。

(13) 川添昭三氏は、大蔵(日田)氏は、中央系の大蔵種材の系統に連なるものではなく、古くから土着した在地性の強い力田之輩

富豪層の擬任郡司化して郡の支配勢力となったものと述べているが(『九州天領の研究』一〇三―六頁)、そうしたことに関係があるものと推定する。

## 五、本家職の伝領と在地の動向

球珠荘以下の玖珠郡諸荘園の伝領関係と、当郡衆の動向との関連を考察し、鎌倉期以後の当郡のたどる歴史を大観したい。  
以下城興寺領・一乘院領と、安楽寿院領の両者に分ち、伝領関係を考察する。

### (一) 城興寺領・一乘院領の伝領

城興寺の前身を為す九条堂が、九条信長の後家によって、康和五年(一一〇三)白河法皇に御願寺として寄進されたことは前に述べた通りである。忠通の城興寺建立がこれから以後であるとすれば、同寺に対する皇室及び摂関家との関係は、きわめて密接なものであったことが考えられる。

さて、城興寺の知行は、そののち天台座主の最雲法親王となっているが、これは白河法皇の御願寺を伝領したものであるうか。取雲親王は鳥羽院の第二皇子で、仁豪の弟子として山門に入って座主となった人である。その座主としての治山は、久寿三年(一一五六)から応保二年(一一六二)までであった。

取雲法親王は、これをその弟子である高倉宮以仁王に付属したが、王は応保二年(一一六二)座主宮入滅後、元服してこの寺及び荘園を知行した。<sup>(2)</sup> いうまでもなく、以仁王は後白河院の皇子であるが、治承四年(一一八〇)源三位頼政と平家討滅の謀反を起こし、流矢にあたって薨去された。以仁王は、薨去の前年の治承三年(一一七九)十一月、常興寺を最雲法親王の弟子である天台座主明雲に付した。<sup>(3)</sup> 明雲は寿永二年(一一八三)、木曾義仲の法住寺殿襲撃の際、流矢に当たって示寂し、城興寺及び同寺領の領有は又由に浮くことになった。

明雲示寂以後の伝領関係は明瞭を欠くが、建久三年(一一九二)三月十三日後白河法皇崩御の後、未処分所領の処置が問題となっているが、中でも城興寺のことが九月になっても論議されている。<sup>(4)</sup> 当時所望の人三人があるが、何れも「有請、無抛」の理由で「只後院領と為すべきなり」とあるところからすれば、明雲示寂後は皇室御領として後白河院の管領となり、その崩後

は後鳥羽天皇の後院領とされたことはほぼ間違いない。

それ以後の相伝関係は、『華頂要略』城興寺（九条堂）条に引く「門葉記」には、

当寺者・慈鎮和尚御弟子真性僧正御管領之以後、青蓮院代々相承云々、

と見える。<sup>(5)</sup> 真性僧正というのは以仁王の王子で、「本朝皇胤紹運録」には、<sup>(6)</sup>

天台座主、大僧正、号三書写宮又城興寺、母民部少輔忠成女、

とあり、天台座主となり、城興寺とも号したと記している。彼が城興寺及び同寺領を相伝したのは、以仁王の關係からであらう。その伝領の時期や、後鳥羽院から直接にか、また承久没官後幕府から付与されたものであるかどうか、等は明瞭でない。

真性は寛喜二年（一二三〇）六月十四日、六十四歳で入滅しているので、<sup>(7)</sup>この頃まで知行したものはなかるうか。

真性僧正の後は、青蓮院代々知行とある。青蓮院はもと青蓮房・十輪院・十楽院ともいい、京都下粟田口にある天台三門跡

の一つである。<sup>(8)</sup> 皇族や撰関家子弟の入寺する寺として有名であり、もともと関白師実の男行玄大僧正（本名良実）を初祖とする寺院である。次は鳥羽院第七皇子覚快法親王（本名圓性・養和元年（一一八一）十一月六日入滅）、その次は慈圓大僧正

（関白忠実男、初法諱道快、改慈圓・嘉祿元年（一二二五）九月廿五日寂）と相伝した。慈圓の次は、九条兼実の男良快大僧

正（仁治二年（一二四一）十二月十二日寂）がうけつぎ、つぎはやはり九条道家男慈源（建長七年（一二二五）七月十九日

寂）と、撰関家子弟が継承している。慈圓の弟子真性の入滅は寛喜二年（一二三〇）であったから、おそらく慈圓大僧正の跡

をついだ良快の時から、城興寺が青蓮院領となったものと思われる。のちには皇族の入寺が多くなるが、当時は殆んど撰関家

子弟の入寺する寺であり、そうした関係から城興寺及び同寺領が同院に付属されたものと考えられる。

飯田郷新莊の本案である興福寺一乗院については、前に述べた。同郷が鎌倉時代末期も同院の所領であったことは、嘉暦四

年（一二三二）の帆足義鑿申状案に明記されている。<sup>(10)</sup> 領家が西南院大納言僧都御房（道順であろう）とあるのも、門徒諸院坊

に領家職・預所職を給与して門跡領を支配させる定型と全く一致する。おそらくこうした一乗院家の支配は、建武動乱期もさ

らぬ。

して変化はなく、南北朝期まで続いたのではないかと思われる。

このような青蓮院・一乗院が武家方に属したことが、鎌倉末期から南北朝期の在地の動向に、何等かの影響を与えたのではなからうか。次述の安楽寿院領（八条院領）球珠荘の動向と対照して、検討する必要がある。

## (二) 安楽寿院領球珠荘の伝領と終末

鳥羽上皇は保延六年（一一四〇）御領を処分された際、暁子内親王（八条院）に安楽寿院領その他の莊園を与えられた。<sup>(11)</sup> 球珠荘の立券はその後であるが、同荘も同女院領となったことはいうまでもない。八条院は蓮華心院等を建立して所領を寄進し、永暦元年（一一六〇）母美福門院崩御の際にもその御領を伝領する等、莫大な所領を領有することになった。これが八条院領で、うち安楽寿院領四八所を含め、総計は二二一か所以上に達する。球珠荘は長野荘・古後郷・山田郷・帆足郷と併記されつつ八条院領中の安楽寿院領に含まれながら、皇室御領として伝領されて行くのである。

八条院は以仁王の女三条姫宮を猶子として一時院領を譲ったが、元久元年（一二〇四）に姫宮の死去で再び管領し、建暦元年（一二一一）崩御した。この時院は春華門院（昇子、父後鳥羽天皇、母九条兼実女、中宮任子）に譲ったが、門院もまた同年一月崩御され、遺領は治天の君順徳天皇に伝領、後鳥羽上皇が管領した。上皇は全皇室御領を一手に管領し、承久の乱における経済的・軍事的基盤とした。しかし上皇側の敗北によって御領は幕府に没収されて、のち討幕計画に加わらなかつた後高倉院守貞親王に返献された。

守貞親王は貞応三年（一二二四）、八条院領を皇女邦子内親王（安嘉門院）に譲った。門院の知行は弘安六年（一二八三）の崩御まで、六〇年以上続いた。当時持妙院統では長講堂領を伝領し経済上極めて優位を占めていたので、大覚寺統の龜山上皇が幕府に運動してこれを伝領した。弘安八年（一二八五）の「豊後国田帳」に、「安嘉門院御跡」とあるのは、この龜山上皇に当たる。

龜山上皇は嘉元三年（一一三五）八条院領等を後二条天皇・後宇多法皇・昭慶門院・昭訓門院（龜山上皇寵妃・太政大臣

兼女瑛子）等に分譲されたが、安楽寿院領は昭訓門院の所生恒明親王に譲った。<sup>(12)</sup> 親王崩御の後、安楽寿院領以下は妹の昭慶門院に譲り、門院は嘉元四年（一一〇六）これを御宇多上皇に伝え、<sup>(13)</sup> 上皇はさらに後醍醐天皇に渡された。<sup>(14)</sup> 天皇の北条氏討伐の軍事的・経済的原動力となったのは、この安楽寿院領以下を含む八条院領であった。

さて、以上のような珍珠郡諸荘園の本家職・領家職の伝領と、在地の動向との関係は、極めて興味ある問題であるが、遺憾ながら適確なことは判らないというのが実状である。ただ承久の乱に、この山中に院方に属した御家人のいる事実は、<sup>(15)</sup> 看過してはなるまい。院方に参った武士の中に、皇室御領の在地領主の多い事実からすれば、この場合もそれと関係があるかも知れない。

なお建武三年（一一三三）三月、珍珠郡珍珠城（洪樟寺城・高勝寺城とも）に、清原一族の小田頭成・魚返宰相房・日田荘の日田榎原兵衛次郎・同肥前次郎、大分郡の敷戸普練・賀来弁阿闍梨・同舎弟孫五郎・沙弥道圓、大友氏庶家の大友貞順・入田土寂等が籠もって、足利方の一色頼行軍と八か月間交戦したのは、当荘が大覚寺統の所領であることと関係があるのではなからうか。攻城軍の中に、野上顕直、同資頼等、飯田郷の御家人の見えるのも青蓮院・一乗院との関係がないとはいえない。<sup>(16)</sup>

後醍醐天皇は荘園制を否定する政策を取られたので、莫大な八条院領は四分五裂し、雲霧四散した。<sup>(17)</sup> 球珠荘がその単位荘郷に分解したことは既述の通りであるが、その単位荘郷も南北朝期に皇室御領の実を喪失してしまうのである。

注 (1) 『山槐要』（『史料大成』二〇）治承三年十一月廿五日条に、

廿五日己卯 陰晴不定、朝間時々雨、或者云、高倉宮院宮也、故高倉三位腹、臣信長所建立 知行之常興寺在九条、太政大、被付天台座主明雲云々、彼

宮往年為故天台座主寂雲親王弟子、被付属件寺、座主入滅之後、加元服猶知行彼寺、有庄園等、而當座主為彼寂雲親王弟子、仍被付法家歟、

と見える。常興寺は城興寺のことである。なお寂雲法親王については、「本朝皇胤連録」（『群書類従』四）参照。

(2) 同上『山槐記』。

(4) 『玉葉』建久三年九月二日条。



(5) 「大日本史料」三の三、嘉保元年九月三日「前太政大臣従一位藤原信長薨ズ」条所収。ただし、「現存ノ門葉記ニ見エズ」とある。  
「群書類従」四。

(7) 「天台座主記」第六十七僧正真实性条(「群書類従」三、補任部)。

(8) 「古事類苑」宗教部三、青蓮院条。勝野隆信「青蓮院」(「日本歴史大辞典」一〇)。

(9) 「諸門跡伝」青蓮院殿条(「群書類従」四)。

(10) 既掲「醍醐寺文書」四、六五二号。

(11) 中村直勝「長講堂領と八条院領」(「荘園の研究」星野書店、昭和十四年十月十五日)、奥野高廣「安楽寿院領」「八条院御領」(「日本歴史大辞典」一・15)。「御料地史稿」(帝室林野局、昭和十二年十二月廿一日)。以下安楽寿院領(八条院領)の伝領は、上記の諸文献による。

(12) 「亀山院御凶事要」(「改定史籍集覧」廿四)及び上記諸文献による。

(13) 「竹内文平所蔵文書」「嘉元四年昭慶門院御領目録」(「御料地史稿」所収)。

(14) 「御府文書」徳治三年御宇多院御談状(「御料地史稿」所収)。

(15) 「大友家文書」仁治三年二月十八日関東下知状案(「大分県史料」二六)。

(16) 田北編「増訂大友史料」五。玖珠城に南軍が籠城した原因を、当城が皇室御領球珠荘内にあること、ここが肥後国菊池地方に山続きとなっていること等を指摘したが、この皇室御領論には反対論がある。しかし、籠城軍は城を脱出して大分郡植田荘靈山寺に籠籠り、同寺衆徒を語らい、足利方の植田大輔房有伏の館を襲い、大友惣領家の守護所高国府を占領しようとした(「今村孝次所蔵文書」建武三年七月廿八日植田寂円軍忠状)。この靈山寺衆徒を南軍が語らったのも、植田荘が皇室御領であることと関係があるろう。植田荘は保元二年藤原頼長領が没官されて後院領されたが(「兵範記」保元二年三月二十九日条)、兩統迭立時代には同荘は大覚寺統の御料地として伝領されている(「御料地史稿」二〇六頁)。球珠荘・植田荘の兩荘に南軍が籠ったことは、皇室御領以外の理由では考えられない。

(17) 中村直勝「荘園の研究」六六一頁。

以上玖珠郡の莊園化の次第を考察し、摂関家領の城興寺領がまず成立し、ついで安樂寿院領球珠莊が康治二年（一一四三）に成立したことを明らかにした。こうした球珠莊は、郡の大部分を占める特立した大面積を持ち、しかも郡名莊の形態をとるが、その成立の後進性によって豊後の西部山中に立地するという偏在性と、先行の小莊園をそのうちに内包する等の九州における皇室御領としての諸特性を具備することを指摘した。これは、工藤敬一氏の研究「九州における王家領莊園の存在形態」を、はからずも裏つけることにもなる。

しかしこの郡莊球珠莊は、鎌倉時代末期になると、すでにその構成単位である一莊三郷に解体してしまっているふしがある。その原因を確証することはむずかしいが、筆者はこれを郡領豊後清原氏の惣領権の微弱さにあることを推定した。これは同じく皇室御領で、余り年代的隔たりのない時期に成立した、隣郡日田莊の地頭日田（大蔵）氏の強力な単独相統制と、全く対蹠的であることに注目した。

球珠莊は以上の如く単位莊郷に解体したが、本家職は八条院領のうちとして依然皇室に伝領され、兩統迭立時代には大覚寺統に伝えられ、後醍醐天皇の討幕運動の経済的支柱となった。建武三年（一三三六）の玖珠城の攻防戦は、こうした皇室御領の伝領関係と無関係ではあるまい。しかし後醍醐天皇の莊園政策と、南軍の不振によって、八条院領以下の皇室御領は四分五裂の状態になってしまったらしい。

以上の上級所職の動向に対し、平安末・鎌倉初期の郡内諸莊郷の下地は、郡領家豊後清原一族の活潑な分割相統によって、「国侍持切」の状態に達していたものと思われる。鎌倉時代におけるそれら清原一族の動向と、地頭職の相伝・得替の様相、及び「弘安凶田帳」との関連等についても論文するはずであったが、時間の制約等によって本稿においても果たしえなかった。近く機を見て、検討を加えることにしたい。（昭和五十九年六月三日稿）（本会会長・大分市大石町四一三）